

令和2年度採用 魚沼市定住者を対象とした魚沼市職員（初級行政）  
採用登録試験実施要綱

令和元年 7月 1日  
魚沼市 魚沼市小出島130-1  
TEL 025-792-9203

次のとおり魚沼市内に採用後も引続き定住する者を対象とした魚沼市職員（初級行政）採用登録試験を行います。

1 試験区分、職種、受験資格、採用予定人員

活字印刷文による出題に対応できる人で、下記の受験資格を必要とします。

試験区分	職種	受験資格	採用予定人員
初級試験	行政	○年齢要件 平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者 ○住所要件 令和元年7月1日現在、魚沼市内に住民登録があり、採用後も引続き魚沼市内に居住できる人または、遠隔地被保険者証を持つ前住所地が魚沼市内の者	若干名

※学歴要件は問いません

◎欠格条項

次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- ・成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む)
- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・魚沼市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2 試験日時及び試験場

区 分	日 時	試 験 場
第1次試験	9月22日(日曜日) 受付時間 午前9時から 午前9時40分まで ※ 遅刻者は受験できません 試験開始 午前10時	新潟大学五十嵐キャンパス 総合教育研究棟（新潟市西区五十嵐2 の町8050 番地）
最終試験	11月9日（土曜日）	魚沼市役所小出庁舎（魚沼市小出島130-1）

### 3 試験の方法

#### (1) 第1次試験

教 養 試 験 公務員として必要な一般的な知識及び知能について、択一式による筆記試験を行います。

作 文 試 験 課題に対する理解力、思考力及び表現力等について、筆記試験を行います。

事 務 適 性 検 査 職員としての適用性について、択一式による検査を行います。

(注) 1 教養試験は、高校卒業程度で行います。

2 教養試験の科目出題分野は、別表のとおりです。

(別表)

#### 教養試験の出題分野

教 養	・時事、社会・人文、自然に関する一般知識を問う問題 ・文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
-----	--

#### (2) 最終試験

第1次試験の合格者に対して面接試験を行います。

#### (3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

### 4 合格者の発表

区 分	時 期	方 法
第1次試験合格者	10月中旬の予定	合格者に通知します。
最終合格者	11月下旬の予定	

### 5 個人情報の開示について

この試験の結果については、魚沼市個人情報保護条例第12条に基づき、次のとおり開示請求をすることができます。開示を希望する場合は、受験者本人が、受験票又は本人であることが証明できる書類を持参し、「自己情報開示等請求書」を提出して申し込んでください。

なお、郵送、電話による請求は受付できません。

開示請求できる者	開示内容		開示場所
1次試験不合格の者	1次試験の科目別得点、平均点		魚沼市役所小出庁舎 総務人事課(魚沼市小出島130-1)
2次試験不合格の者	1次試験	1次試験の科目別得点、平均点	
	2次試験	2次試験の得点	

開示期間 1次試験結果 1次試験の合否通知発送日の翌日以降

2次試験結果 2次試験の合否通知発送日の翌日以降

※ 1次試験合格者については、2次試験合否通知発送日まで開示できません。

受付時間 土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

## 6 合格から採用まで

採用は、最終合格者の中から決定するものであり、令和2年4月1日を最初の採用の日とします。ただし、合格者全員が必ず採用されるとは限りません。

## 7 給 与

給与は、魚沼市職員の給与に関する条例の規定により支給します。

給料は、18歳高校卒で月額148,600円(税等込み)です。ただし、採用時には、この額が変更されることがあります。(平成31年1月1日現在)

このほか期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び状況により扶養手当、通勤手当が支給されます。

## 8 日本国籍を有しない職員の担当職務について

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公務員については、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、本市では、日本国籍を有しない職員の職務には次のような制限があります。

(1) 「公権力の行使にあたる業務」には従事できません。

「公権力の行使にあたる業務」とは、おおむね次のとおりです。

- ① 市民の権利や自由を制限する業務
- ② 市民に義務や負担を課す業務
- ③ 市民に対して強制力をもって執行する業務

(2) 「公の意思形成に参画する職」には従事できません。

「公の意思形成に参画する職」とは、魚沼市の行政において企画、立案、決定等に関与する職で、具体的には魚沼市事務専決規程で定める専決権を有する室長相当以上の職や、魚沼市の基本政策（基本計画の策定、予算の編成、組織、人事、労務管理等）に携わる職が該当します。

## 9 受験手続

(1) 申込書等の送付先

魚沼市総務政策部総務人事課人事給与係

〒946-8601 魚沼市小出島130番地1

TEL 025-792-9203

(2) 申込方法

申込書及び履歴書（全国高等学校統一用紙：平成17年度改定）に所要事項を記入し、押印し、履歴書に写真(縦4cm、横3cm)1枚を貼り、他に2枚を添付し次の書類を添えて魚沼市総務人事課に直接持参するか郵送してください。

- ① 令和元年7月1日現在の住民票記載事項証明書または、遠隔地被保険者証の写し
- ② 高校を卒業又は令和2年3月卒業見込みの人（ただし、大学、短大（又は同等の学校）卒業・卒業見込者は除く）は、全国高等学校統一用紙（平成17年度改定）の「調査書（原本）」
- ③ 短大（又は同等の学校）を卒業又は令和2年3月卒業見込みの人は、「成績証明書（原本）」

(3) 受付期間及び受付時間

ア 受付期間

7月10日(水曜日)から7月26日(金曜日)まで

郵送の場合は、7月26日(締切日)までの消印のあるものに限り受け付けます。

イ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(ただし、土日・祝日を除きます。)

(4) その他

・申込用紙を郵送で請求する場合は、封筒の表に次のように朱書し、82円切手(速達を希望する場合、その料金を加えること。)を貼り、宛先を明記した返信用封筒を同封してください。

「初級行政(定住者用)請求」

・申込書を郵送で提出する場合は、封筒の表に次のように朱書し、書留等確実な方法をとってください。

「初級行政(定住者用)受験」

・受験票は、9月17日までに郵送するので、試験当日必ず持参してください。

10 受験に当たっての注意事項

(1) 試験当日は、次のものを忘れずに持参してください。

ア 受験票

イ HBの黒鉛筆、消しゴム、鉛筆削り

ウ 昼食

(2) 駐車場の用意はありません。自家用車はご遠慮ください。

(3) 試験場は、全面禁煙です。

(4) 試験場の備品には絶対に手を触れないでください。

(5) 車椅子や補装具等を使用し受験する場合は、受験申込書にその内容を記載してください。また、その他受験の際に何らかの配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。